

第3次坂井市福祉保健総合計画の見直し 内容の概要

本市では社会構造や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「担い手」という関係性を超えて、世代を超えた多くの地域住民や多様な主体が参画し、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指し、「第3次坂井市福祉保健総合計画」を令和3年3月に策定しました。この計画の期間は、令和8年度までの6年間としており、計画期間の中間年にあたる令和5年度、その内容の一部見直しを行いました。

地域福祉計画

① 地域づくりの推進

庁内において、福祉分野以外のまちづくりの取り組みなどとも連携をして、地域づくりをさらに推し進めていくことを追加しました。

② 再犯防止の推進

罪を犯した人が地域で孤立することなく、地域の一員として自立した生活を送れるよう、「再犯防止推進計画」を追加しました。

障がい者福祉計画

① 社会全体のバリアフリー化

令和6年4月より、事業者に対しても「合理的配慮の提供」の取り組みが義務化されることに伴い、市民や事業者に対する継続した周知啓発が大切であると捉え、バリアフリー化の推進を追加しました。

② インクルージョンの推進

障がいや障がい者(児)への理解を深め、地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進することを追加しました。

食育計画

① 歯と口の健康づくりの推進

乳幼児期から高齢期に至るまで、噛む・飲み込むなどの口腔機能を維持することは重要であり、生活習慣病予防やフレイル予防、健康寿命の延伸を追加しました。

高齢者福祉計画

① 高齢者の身近な居場所の推進

身近で定期的集える高齢者の居場所を増やしていくことを目的に、通いの場と地区サロン事業の一体的実施を行い、住民にとってより分かりやすく取り組みやすい事業とするため、規定を変更しました。

② 保健事業と介護予防の一体的実施

医療、介護、健康診査等のデータ分析による地域及び高齢者の健康課題を把握できるよう、必要な取組みを規定しました。

健康増進計画

① 健康行動指針の理解促進と普及啓発

「野菜摂取促進」、「減塩」、「運動促進」という健康行動指針の理解促進と普及啓発を図るため、必要な取組みを規定しました。

② 女性の健康

女性の健康は生活習慣や社会環境に加え、ライフステージごとに変化する女性の健康に関する知識・情報の発信や理解促進が必要なため「女性の健康」を追加しました。

② 災害への食の備え

地震や豪雨などの自然災害対策として、栄養バランスに配慮した食料の備蓄についての規定を追加しました。

※成年後見利用促進基本計画、自殺対策計画の修正はありません。